

新潟市移動支援事業事務マニュアル（案）

新潟市障がい福祉課介護給付係

新潟市障がい者地域自立支援協議会移動支援部会の最終報告を踏まえ、新潟市における移動支援事業について、平成22年4月1日より次のとおり取り扱うものとする。

1. 対象者

① 視覚障がい者（児）

身体障がい者手帳の障害程度等級表の「視覚障害」が1級又は2級の者

② 全身性障がい者（児）

身体障がい者手帳の障害程度等級表の「肢体不自由」が1級の者（肢体不自由の中で各障がい重複し、上位等級に認定され1級である者を含む）で、かつ、両上肢及び両下肢のいずれにも障がい認められる者又はこれに準ずる者。

※ 「これに準ずる者」として、以下の者を例示する。

- 肢体不自由2級の者であっても、両上肢及び両下肢に機能障がいがあり、単独での移動が困難な者
- 医師意見書により両下肢及び両上肢の障がい認められ補装具費として電動車いすが支給されている者（手帳等級は問わない）

③ 知的障がい者（児）

以下のいずれかの者

- (1) 療育手帳を有する者
- (2) 知的障害者更生相談所（18歳以上）又は児童相談所（18歳未満）に知的障がいを有することが認められた者。

④ 精神障がい者（児）※発達障がい者（児）を含む

以下のいずれか証書等を有する者

- (1) 精神障害者手帳
- (2) 精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金，厚生年金などの年金証書等）
- (3) 精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
- (4) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）

- (5) 医師の診断書（国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障がい者であることが確認できる内容であること）※発達障がいの診断書でも認める。

2. 対象となる外出

- 社会生活上必要不可欠な外出
- 余暇活動等社会参加のための外出

(通学・通所の取扱い)

- 通学及び通所については、やむを得ない場合は週3回（週3日）までの利用について認める。
- 保護者の出産，病気などによるもの又は訓練のための利用によるもので一時的な利用は概ね3か月間に限り週3日以上の利用を認める。

(宿泊を伴う旅行の取扱い)

- 1泊以上の旅行については、事業者が応諾する場合のみ利用できる。ただし、宿泊場所（ホテル等）の室内における介助については対象とならない。

3. 対象とならない外出

- 通勤，営業活動等の経済活動に係る外出（週1日だとしても不可。勤務時間中の業務利用は一切認めない。）
- 通年かつ長期に渡る外出
- 社会通念上適当でない外出（違法性のある用務，公序良俗に反する用務，賭博性の強い娯楽に関する外出（パチンコ，競馬，競輪など））

4. グループ支援の取扱い

- グループ支援を行った場合は，一人当たりの単価を個別支援型の70%の単価とし，別紙サービスコード表のとおり請求することとする。
- なお，1回の支援人数は，原則，ヘルパー1人当たり利用者3人までとする。

5. 平均利用時間（参考）

- 平均的な利用時間は次のとおり。これは平成 21 年 10 月における平均的な利用時間であるので、支給決定に当たり一般的な利用状況を勘案する際に参考にされたい。
- なお、これは平均的な値を参考として示しているものであるもので、必要と認められる場合は、当然これによらず支給決定が可能。

| 障がい種別 | 時間 |
|------------|--------|
| 視覚障がい者（児） | 1 5 時間 |
| 全身性障がい者（児） | 2 5 時間 |
| 知的障がい者（児） | 1 0 時間 |
| 精神障がい者（児） | 1 0 時間 |

※ 平成 21 年 10 月の障がい種別ごとの利用実績について、時間数の多い者と少ない者をそれぞれ 10% ずつ除外し、残った者（中央 80% の者）の平均時間。端数は 5 時間単位で切り上げている。

- なお、支給決定は、週単位で必要な支給時間を算出しこれを 5 倍することにより月単位に換算する。
- 具体的な支援内容を想定せず、予備的に支給決定する場合は、月 8 時間を支給決定する。

6. 障害福祉サービスとの関係

- 障害福祉サービスによる支援が受けられる場合は、障害福祉サービスが優先する。具体的な適用関係は以下のとおり。

| サービス | 適用関係 |
|--------|--|
| 通院等介助 | 通院、官公署、相談支援事業者への移動介助のみの場合は、通院等介助で対応する。ただし、買い物等他の用件も併せて行う場合は、移動支援で行う。 |
| 重度訪問介護 | 重度訪問介護の支給決定を受けている場合は、原則移動介護加算で対応する。ただし、通学・通所に利用する場合はこの限りでない。 |
| 行動援護 | 行動援護の支給決定を受けられる場合は、原則行動援護で対応する。ただし、通学・通所に利用する場合はこの限りでない。また、提供事業所が限られるなどの理由で必要がある場合は移動支援事業の支給決定を行っても差し支えない。 |

7. 従事者要件

- 移動支援事業に従事できる者は以下のとおりとする。なお、ホームヘルパー資格所有者が視覚障がい者（児）又は全身性障がい者（児）の移動支援に従事する際、各課程の研修を修了していない場合は、平成22年度中に研修を修了することとする。

| 対象者 | 従事できる者 |
|------------------------|---|
| 視覚障がい者（児） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市移動支援事業従事者養成研修視覚障がい者課程修了者 ・ 移動介護従事者養成研修視覚障がい者課程修了者（支援費） ・ 上記に準じる事業所内研修を修了した者 |
| 全身性障がい者（児） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市移動支援事業従事者養成研修全身性障がい者課程修了者 ・ 移動介護従事者養成研修全身性障がい者課程修了者（支援費） ・ 日常生活支援従業者養成研修修了者（支援費） ・ 重度訪問介護従事者研修修了者 ・ 上記に準じる事業所内研修を修了した者 |
| 知的障がい者（児） 精神障がい者（児） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市移動支援事業従事者養成研修知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）課程修了者 ・ 介護福祉士 ・ 介護職員基礎研修修了者 ・ ホームヘルパー1～3級 ・ 看護師，准看護師 ・ 精神障がい者ホームヘルパー養成研修（支援費） ・ 行動援護従事者研修 ・ 上記に準じる事業所内研修を修了した者 |

8. 身体介護を伴う・伴わないの区別

- 全身性障がい者（児）については、「身体介護を伴う」で決定する。
- 全身性障がい者（児）以外については、日常生活の状況票の勘案項目のうち、以下の項目でいずれか1つでも「一部介助を要する」又は「できない」があれば「身体介護を伴う」で決定する。

| 項目 | 本人の状況 |
|--------|----------------------------|
| ・ 移乗行為 | a 一人でできる b 一部介助を要する c できない |
| ・ 衣服着脱 | a 一人でできる b 一部介助を要する c できない |
| ・ 整容 | a 一人でできる b 一部介助を要する c できない |
| ・ 食事行為 | a 一人でできる b 一部介助を要する c できない |

| | |
|--------|----------------------------|
| ・排泄行為 | a 一人でできる b 一部介助を要する c できない |
| ・その他介護 | a 一人でできる b 一部介助を要する c できない |

9. 請求関係

- 具体的な請求上の算定については、障害福祉サービスに準じる。
- 移動支援事業については、1回の支援時間が20分未満である場合でも、30分未満の単価で算定できることとする。

(参考) 請求単位が加算が異なるの時間帯を跨ぐ場合は、次のとおり取り扱う。

※ 30分を1単位として時間帯を算定するが、そのうち多くの時間が属する時間帯で算定する。なお、17:45～18:15など15分ずつの場合は、開始時刻が属する時間帯で算定する。(この場合は日中。)

10. その他の留意事項

- プールにおける移動支援は、身体の機能回復や情緒の安定などを目的として利用する際に、当該施設に指導員などの配置が十分に認められない場合について、ガイドヘルパーのプール内での介助を認めている。
- 通院時の院内における介助についても必要に応じて算定できる。※ただし、通院のみでの利用は障害福祉サービスの「通院等介助」を優先させる。
- ガイドヘルパーが事業所の車等を運転して利用者を移送する場合は、原則として、道路運送法上の登録が必要となる。なお、ガイドヘルパーが車を運転している間は移動支援に係るサービス費用の算定ができない。